

告示

埼玉県告示第五百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表福祉部の項第三号、第四号及び第五号に規定する手数料	東京都千代田区麹町一丁目六番地二 社会福祉法人日本保育協会 理事長 吉田 学	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年四月一日

三 委託をした日

令和七年四月一日